

この「広報ひこね」は 48,000 部作成し、1 部当たりの単価は 14 円（1 円未満切り捨て）です。ただし、原稿作成・編集などにかかる職員の人件費は含まれていません。

# 本人確認にご協力ください

戸籍の届出

住民異動届

彦根市では、戸籍の届出（養子縁組・婚姻・協議離婚など）をするときや、住民異動届（転入・転出・転居など）をするとき、住民票、戸籍謄抄本などの、各種証明書の交付申請をするときに、本人確認をしています。

このような取り扱いが全国的に広がるなか、戸籍法、住民基本台帳法が改正されました。改正の内容は、本人なりすましによる不正な手続きの防止と、プライバシー保護を大きな目的としており、窓口での本人確認を必ず行うこととなりました。皆さんには、すでにご協力をいただいておりますが、引き続き、本人確認をさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。



戸籍法・住民基本台帳法が改正され、5月1日から本人確認方法が変わります

各種証明書の交付申請

提示いただく本人確認書類

①戸籍の届出をする場合

運転免許証・パスポート・写真付き住民基本台帳カード・外国人登録証明書などの国または地方公共団体の機関が発行した写真付きの書類  
 ※持っていない場合は、後日、本人あてに届出があったことを通知します。

②住民異動届をされる場合、各種証明書を交付申請する場合

次のいずれかの書類の提示が必要です  
 ▼運転免許証・パスポート・写真付き住民基本台帳カード・外国人登録証明書などの国または地方公共団体の機関が発行した写真付きの書類  
 ▼健康保険証・年金手帳・年金証書・介護保険証・住民基本台帳カード（写真なし）などの書類のうち2点  
 ※いずれも持っていない人で、住民異動届出をする場合は、後日、本人あてに届出があったことを通知します。また、各種証明書を交付申請する場合には、聴き取りにより本人確認をさせていただきますので、ご協力をお願いします。

住民基本台帳カードが、本人確認書類になります

写真付きの住民基本台帳カードは、運転免許証やパスポートなどと同様に本人確認書類として使えます。手続きなど詳しいことは、困市民課または支所・出張所にお尋ねください。  
 問い合わせ先 困市民課 ☎30-6111番、FAX 22-1398番

窓口に来られる人の本人確認書類のほか  
 に委任状が必要になります

証明書の種類	委任状が必要な場合
○住民票の写し	本人または同一世帯以外の人 が申請するとき
○住民票記載事項証明書	本人または同一世帯以外の人 が申請するとき
○外国人登録原票記載事項証明書	本人または同一世帯以外の人 が申請するとき
○戸籍謄抄本	戸籍に記載されている人 (その戸籍から除かれた人を含む、 またはその配偶者、直系尊属・直系卑属以外 の人が申請するとき)
○除籍・改製原戸籍謄抄本	本人以外の人 が申請するとき
○戸籍附票	本人以外の人 が申請するとき
○身分証明書	本人以外の人 が申請するとき

※直系尊属は父母や祖父母などを、直系卑属は子や孫などを指します

## 10月から本人確認をします

税務課でも  
 10月から本人確認をします

（困市民課では、税関係の各種証明書（所得（課税）証明書・固定資産税課税台帳記載事項証明書・納税証明書など）を発行しています。現在、証明書申請時に必要な押印を廃止し、本人確認を実施することを検討しています。周知期間をおいて、10月から実施する予定ですので、お知らせいたします。なお、固定資産税納税者などにかかる縦覧・閲覧は、現在も、本人確認をしています。引き続き、ご協力をお願いいたします。

問い合わせ先 困市民課 ☎30-6108番、FAX 22-1398番